

議員提出第16号

軽度外傷性脳損傷（MTBI）患者に係る労災認定基準等に関する意見書
吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

平成25年12月16日

提出者 吉川市議会議員 安田 真也

賛成者 吉川市議会議員 互 金次郎

〃 佐藤 清治

〃 稲葉 剛治

〃 降旗 聡

〃 稲垣 茂行

吉川市議会議長 松澤 正 様

提案理由 口頭

軽度外傷性脳損傷（MTBI）患者に係る労災認定基準等に関する意見書

軽度外傷性脳損傷（MTBI）は、交通事故や高所からの転落・転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う神経線維「軸索」が断裂するなどして発症する病気です。

2007年、世界保健機関（WHO）の報告によれば、年間1000万人の患者が発生していると推測されており、その対策が求められています。

この病気は、高次脳機能障害として、記憶力、理解力、注意力の低下を始め症状は複雑多岐にわたっています。本人も家族も周囲も、この病気を知らず、気付かないため、職場や学校において理解されずに、誤解を生じ、悩み苦しむケースも多く、磁気共鳴画像法（MRI）などの画像検査では異常が見つかりにくいいため、労働者災害補償保険（労災）や自動車損害賠償責任保険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には、経済的困窮状態に追い込まれるケースも多々あるのが現状です。

特に、通学路での交通事故やスポーツ外傷が多発している昨今、子供たちがMTBIを発症する可能性も高くなっています。

よって、政府に対し、これらの現状をふまえ、次の事項について適切な措置を講じられるよう求めます。

記

- 1 軽度外傷性脳損傷（MTBI）のため働くことができない患者に対し、労災の障害（補償）年金が支給できるようにすること。
- 2 軽度外傷性脳損傷（MTBI）の判定方法として、不正防止のため、画像検査に代わる他覚的・体系的な神経学的検査方法を導入すること。
- 3 教育機関への啓発・周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月16日

埼玉県吉川市議会

提出先
内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣